

平成30年度 福井県原子力総合防災訓練 実施概要

1 目 的

原子力災害の特殊性に鑑み、国と連携して、福井県、おおい町、小浜市、高浜町、若狭町、美浜町の地域防災計画（原子力災害対策編）および「大飯地域の緊急時対応」・「高浜地域の緊急時対応」等に基づき、防災業務関係者の防災対策に対する習熟および防災関係機関相互の連携協力体制の強化ならびに地域住民の原子力防災意識の向上を図る。

なお、今年度は国の原子力総合防災訓練が大飯・高浜地域で実施されることから、国との合同訓練として実施する。

2 実施時期

平成30年8月25日（土）8：00～16：30

8月26日（日）8：30～16：00

3 対象発電所 関西電力株式会社 大飯発電所および高浜発電所

4 場所

おおい町、小浜市、高浜町、若狭町、美浜町等の訓練実施市町

5 訓練参加数

参加機関	約130機関
参加人数	約2,700人
参加住民 避難訓練	約1,600人
" 屋内退避訓練	約6,700人
合 計	約11,000人

6 参加・協力機関（順不同）

（1）指定行政機関

内閣府、原子力規制委員会、総務省消防庁 等

（2）指定地方行政機関

中部管区警察局福井県情報通信部、気象庁福井地方气象台、近畿地方整備局福井河川国道事務所、海上保安庁第八管区海上保安本部、同美保航空基地、敦賀海上保安部、小浜海上保安署、陸上自衛隊中部方面総監部、陸上自衛隊第10師団司令部、陸上自衛隊第14普通科連隊、陸上自衛隊第10飛行隊、陸上自衛隊第372施設中隊、海上自衛隊舞鶴地方総監部、海上自衛隊第23航空隊、航空自衛隊第6航空団、自衛隊福井地方協力本部

（3）指定公共機関

量子科学技術研究開発機構、日本原子力研究開発機構

(4) 自治体関係

福井県、京都府、滋賀県、兵庫県、石川県、関西広域連合、福井県おおい町、小浜市、高浜町、若狭町、美浜町、敦賀市、越前市、鯖江市、越前町、大野市、その他福井県内各市町、兵庫県宝塚市、三田市、猪名川町、伊丹市、川西市、京都府綾部市、南丹市

(5) 警察関係

福井県警察本部、小浜警察署、敦賀警察署

(6) 消防関係

若狭消防組合消防本部、敦賀美方消防組合消防本部、南越消防組合消防本部、福井市消防局、福井県内各消防本部、若狭消防組合おおい消防団、若狭消防組合高浜消防団、若狭消防組合小浜消防団、若狭消防組合上中消防団、敦賀美方消防組合三方消防団、敦賀美方消防組合美浜消防団

(7) 学校関係

福井県教育委員会、おおい町教育委員会、小浜市教育委員会、高浜町教育委員会、若狭町教育委員会、美浜町教育委員会

(8) 医療機関関係

(一社)福井県医師会、日本赤十字社福井県支部、(公社)福井県診療放射線技師会、(一社)福井県薬剤師会、福井県立病院、福井赤十字病院、福井大学医学部附属病院、国立病院機構敦賀医療センター、市立敦賀病院、杉田玄白記念公立小浜病院、地域医療機能推進機構若狭高浜病院、レイクヒルズ美方病院、広島大学、福井県透析施設ネットワーク

(9) 福祉関係

おおい町 なごみ、(独)地域医療機能推進機構 若狭高浜病院附属介護老人保健施設、(株)高浜ケアサポート であいの郷、高浜町社会福祉協議会 青葉苑、(福)若州福祉会 もみじの里、(福)若狭福祉会 若狭ハイツ、(福)若狭町社会福祉協議会 五湖の郷、(福)美方福祉会 湖岳の郷、グループホーム湖岳の郷、(医)明峰会 リバーサイド気比の杜、(福)相生会 常盤荘、(医)積善会 猪原病院 ヒバリヒルズ、(福)わかたけ共済部 第3和上苑、(福)東陽会 ことぶき荘、(福)海楽園 海楽園、(福)恩賜財団済生会 聖和園短期入所生活介護事業所、(医)厚生会 グループホームさくら日和、敦賀市福祉総合センター あいあいプラザ、高浜町社会福祉協議会、おおい町社会福祉協議会、若狭町社会福祉協議会、美浜町社会福祉協議会

(10) 交通運輸関係

(公社) 福井県バス協会、(一社) 福井県トラック協会、(一社) 福井県タクシー協会、中日本高速道路(株)金沢支社、西日本高速道路(株)関西支社、その他バス事業者

(11) 漁業関係

福井県無線漁業協同組合、福井県漁業協同組合連合会、敦賀市漁業協同組合、美浜町漁業協同組合、若狭三方漁業協同組合、大島漁業協同組合、若狭高浜漁業協同組合、河野村漁業協同組合、小浜市漁業協同組合、雄島漁業協同組合、三国港漁業協同組合、三国港機船底曳網漁業協同組合、福井市漁業協同組合、越廼漁業協同組合、越前町漁業協同組合

(12) その他

西日本電信電話(株)福井支店、(株)NTTドコモ北陸支社、北陸地方非常通信協議会、(株)バロー

(13) 原子力事業者関係

関西電力(株)、日本原子力発電(株)、日本原子力研究開発機構、関電プラント(株)

7 訓練想定

大飯発電所3号機において、京都府北部を震源とした地震による外部電源喪失後、原子炉冷却材の漏えいが発生し、さらに設備故障等により非常用炉心冷却装置による原子炉への全ての注水が不能となり、全面緊急事態となる。

他方、高浜発電所4号機においては、地震による影響は認められなかったが、送電線事故による外部電源喪失後、蒸気発生器への給水が不能となり、また、設備故障等により非常用炉心冷却装置による原子炉への注水が直ちにできなくなり、全面緊急事態となる。

8 訓練項目

(1) 緊急時通信連絡訓練

- ア 発電所から事故状況の通報連絡
- イ 国から府県および関西広域連合、関係市町への通報連絡、避難指示等の伝達
- ウ 県、関係市町から自衛隊、海上保安庁、警察、消防、その他関係機関への通報連絡
- エ 事故発生から応急処理、復旧までの通信伝達、収受等
- オ 携帯型映像伝送装置等を利用した画像伝送
- カ 福井県警ヘリくずりゅうの映像伝送システムを利用した画像伝送
- キ 災害情報インターネットシステムを利用した現地支援員からの情報伝達
- ク 北陸地方非常通信協議会等による情報伝達

(2) 災害対策本部等運営訓練

- ア 国、府県および関西広域連合各庁舎、各市町庁舎、福井県大飯原子力防災センターにおける災害対策本部等の設置・運営、情報収集・連絡体制の構築
- イ 事態の進展に応じ、国の動きに準じた県の現地本部の統合
- ウ 災害対策本部等による住民に対する情報提供の実施
(ケーブルテレビ、防災行政無線屋外拡声器、個別受信機、緊急速報メール、広報車、パトカー、船舶等による地域住民・立入者等への広報)
- エ テレビ会議システム等を活用し災害対策本部と現地災害対策本部との対策会議等の実施

(3) 原子力防災センター運営訓練

- ア 福井県大飯原子力防災センターおよび高浜原子力防災センターへの要員派遣
- イ 国災害対策本部等との対策会議の実施
- ウ 現地事故対策連絡会議、原子力災害合同対策協議会の開催（実施方針の決定等）
- エ 各機能班の活動
- オ 府県・関西広域連合および市町現地災害対策本部等と各機能班との連携
- カ 住民等の避難状況の確認
- キ 実施方針に基づいた応急対策（避難先等の決定、避難手段の確保など）

(4) 住民避難訓練

- ア 県内外の避難先施設への避難（避難経路、避難時間の検証）
- イ 段階的避難の実施
- ウ 自衛隊車両、民間バス、自家用車による住民等の陸路からの避難
- エ 自衛隊、海上保安庁等のヘリコプターによる住民等の空路からの避難
- オ 海上保安庁、自衛隊等の船舶による住民等の海路からの避難
- カ 避難車両中継所における自衛隊車両等から民間バスへの乗継
- キ 消防団等による自家用車避難済み住民等の確認

(5) 避難所開設運営訓練

- ア 避難所の設置運営
- イ 避難者受入マニュアルに基づく受入訓練の実施
- ウ 県境を跨ぐ避難における受入訓練の実施
- エ 避難元、避難先自治体における情報伝達の確認および福井県、京都府、滋賀県、兵庫県、関西広域連合との連携
- オ 避難者の受付（避難退域時検査受検の有無の確認も含む）
- カ 避難先施設における避難者への健康状態の確認
- キ 災害時応援協定に基づく物資の調達、搬送
- ク 飲料水・飲食物の供給
- ケ 車両一時保管場所等（車からバスへの乗換え、避難先への振分け場所）の設置
- コ 避難住民への事故状況等説明の実施

(6) 避難行動要支援者避難訓練

- ア 児童園児の保護者への引渡し
- イ 引渡しできなかった児童園児と職員による避難先施設等までの避難
- ウ 入院患者、福祉施設入所者の避難先施設への搬送
- エ 透析患者を想定した施設間の情報伝達および搬送
- オ 在宅避難行動要支援者の避難先施設（福祉避難所等）への搬送
- カ 消防、市町社協、福祉施設、原子力事業者が保有する救急車や福祉車両による搬送
- キ 放射線防護のための換気設備を使用した屋内退避
- ク 避難先施設における避難者への健康状態の確認
- ケ 警察による避難車両のパトカー先導

(7) 原子力災害医療措置訓練

- ア 福井県緊急時医療本部等の設置・運営
- イ 避難経路上における安定ヨウ素剤の配布
- ウ 福井県内および京都府内における避難退域時検査および簡易除染の実施
- エ 原子力事業者、指定公共機関（量子科学技術研究開発機構、日本原子力研究開発機構）、原子力災害医療協力機関（福井県医師会、福井県薬剤師会、福井県診療放射線技師会）の参画
- オ 広島大学（高度被ばく医療支援センター）との連携
- カ 自衛隊による避難退域時検査、車両除染の実施
- キ 警察による避難退域時検査場所周辺道路における交通誘導

(8) 屋内退避訓練

- ア UPZ圏住民による自宅等での屋内退避行動（戸締、情報収集等）の実施
- イ 避難に備え、非常用持出品（保険証、常備薬等）の準備
- ウ 家屋倒壊により屋内退避できない住民による近隣の指定避難所への退避
- エ 屋内退避の意義等の理解促進活動の実施

(9) 複合災害対応訓練

- ア 複合災害時における防災関係機関間の情報伝達、対応要請の確認
- イ 自衛隊、海上保安庁による住民避難の支援
- ウ 通行不能道路における道路啓開（障害物排除）の実施
- エ 家屋倒壊により屋内退避できない住民による近隣の指定避難所への退避【再掲】

(10) 緊急時モニタリング訓練

- ア 緊急時モニタリングセンター等の設置・運営
- イ 緊急時モニタリング実施計画、緊急時モニタリング指示書の作成
- ウ 固定観測局および電子線量計観測局を活用したUPZ圏内の線量率の測定
- エ モニタリングカー、サーベイメータを活用した避難範囲の特定のための線量率の測定
- オ 「緊急時モニタリング情報共有システム（ラミセス）」を活用した関係機関との情報共有
- カ 固定観測局等のバックアップとしての可搬型モニタリングポスト、可搬型ヨウ素サンプレの設置および測定
- キ 環境試料の採取、受入
- ク 福井県モニタリング本部の設置・運営および後方支援
- ケ 福井県・石川県災害時等応援協定に基づく職員派遣、資機材提供
- コ 原子力事業者間の相互応援による職員派遣および資機材の提供
- サ モニタリング要員被ばく管理および資機材等の汚染管理

(11) 自衛隊災害派遣運用訓練

- ア 福井県大飯原子力防災センターへの連絡要員の派遣
- イ 住民の避難支援【再掲】
- ウ 避難退域時検査、車両除染の支援【再掲】
- エ 通行不能箇所における道路啓開【再掲】
- オ 災害時多目的船を活用した災害時医療拠点の設置（DMAT 搬送、負傷者搬送）

(12) 交通対策等措置訓練

- ア 主要交差点等における渋滞抑制対策の実施
- イ 福井県警ヘリくずりゅうによる大飯および高浜発電所周辺地域の上空調査
- ウ 道路管理者による道路点検の実施
- エ 福井県警察本部のオフロードバイクによる避難地域の情報収集活動
- オ 福井県警察警備艇わかさによる大飯および高浜発電所周辺の海上広報・海上警備
- カ 立入制限措置

(13) 発電所事故制圧訓練

- ア 緊急時活動レベル（EAL）による通報連絡訓練
- イ 本店および発電所における緊急時対策本部設置・運営
- ウ 規制庁ERCとの連携

- エ 発電所における重大事故等発生時の対応
- オ 原子力緊急事態支援組織の参画
- カ 現地支援拠点等の支援体制の確立

8 その他

- ア 災害が発生し、または発生するおそれのある事態が発生したときは当該訓練を中止するものとする。
- イ 荒天等により訓練の一部を変更することがある。